

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度

定期監査(中・後期)(2監査第73号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (3年度)	令和3年度の措置状況	担当課	
<p>2 本庁舎駐車場の無料券の取扱いについて (報告書16～17 ページ)</p>	<p>本市では、平成28年1月4日から、市役所に用務のない方の駐車及び長時間にわたる駐車を抑制し庁舎駐車場の適正利用を図るため、本庁舎駐車場を有料化した。これにより、駐車料金は、入場から1時間は無料、市役所に用務で来庁した場合は、認証機により入場から2時間までは無料とし、相談等により用務が2時間を超える場合は、無料券の交付によって減免対応することとなった。有料化の開始に際しては、庶務課長通知(平成27年12月28日付け及び平成28年1月8日付け)により、認証機及び無料券の使用法や使用範囲、無料券の管理方法等について周知している。本通知においては、駐車場の料金が無料となる対象は、「原則として市役所に手続や会議等で来庁した市民等」としており、職員については、支所等から会議等に出席する場合を除き、通勤等により駐車することはもちろん、特別事由がない場合に休日等出勤時の認証機及び無料券の使用は禁止している。また、事業者が業務(工事の実施、委託業務、納品、業務に関する市との打合せ)のため来庁した場合、2時間を超過する分の駐車料金は無料ではないものと通知している。</p> <p>しかし、今回の定期監査において、無料券について以下のような事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日に出勤(災害対応を除く。)した職員に交付していた事例【危機管理防災課 住宅課】 ・通常勤務日に出勤した職員に交付していた事例【廃棄物対策課】 ・業務委託の受託事業者へ交付していた事例【環境保全温暖化対策課】 <p>上記のような運用が見受けられる背景には、各所属での確認不足はもちろんであるが、有料化から約5年が経過する中で、各所属において独自の解釈で運用をしていることがあると考えられる。現状の利用実態を踏まえ、統一的な運用となるよう、庁舎駐車場無料券の取扱いについて改めて全庁に周知されたい。</p> <p>また、無料券の管理について、上記庶務課長通知において、受払簿に使用目的及び交付対象者を必ず記入し厳重に管理することとしているが、今回の定期監査において、以下のような事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要事項が未記入又は曖昧な記入となっていた事例【庶務課 障害福祉課 道路課】 ・受払簿上の残数が実際の残数と一致していなかった事例【生活支援課】 <p>無料券は金券と同様であることを改めて認識し、定期的に残数や受払簿を確認するなど厳格な管理を行われたい。</p>	<p>駐車場有料化に伴う認証の運用及び無料券の取扱いについて、統一的な運用を徹底するため、改めて全庁に向けた周知を行う。</p>	<p>令和3年12月13日付けで、全庁ネットワーク掲示板に「市役所庁舎駐車場の有料化に伴う無料券等の取扱いについて」を掲示し、駐車場有料化に係る認証機、無料券の使用法などについて改めて確認するとともに、適正に運用するよう全庁に向け周知徹底を図った。</p>	<p>総務課(旧庶務課)</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度

定期監査(中・後期)(2監査第73号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (3年度)	令和4年度の措置状況	担当課	
(1) 契約締結を適正に行うべきもの	市事務決裁規程に基づき、執行伺等契約関係書類の専決権者を副市長とすべきところ、部長が専決していた事例があった。規程に基づき、適正な契約事務を行われたい。	契約事務全般において、ダブルアサインメント制を徹底するとともに、不適切な事例は所属内で随時共有するなど、リスクマネジメントを強化する。 令和3年度の財務会計システム運用保守定例会において、押印決裁を選択した場合の専決権者の金額による自動判別と押印決裁者欄への印字の反映について、改修を依頼する。	押印決裁の場合の決裁者の自動判別に係る財務会計システムの改修については、システム事業者から、システム全体に影響を及ぼす可能性の調査結果を受け改修には至らなかった。 職員間の複数人によるチェックを徹底することで、改善を図っている。	契約課
(1) 規則等に基づき適正な補助金交付事務を行うべきもの	ながの環境フェア補助金について、要領で対象経費を「開催に要する経費」と定めている「イベント補助金」であり、当該イベント以外に使うことは認めていないが、交付確定時に当該年度の余剰金を「次年度繰越金」と認め補助金額を確定していた。本来余剰金は当該年度中に精算すべきであり次年度に繰り越すべきではない。市補助金等交付規則等に基づき、提出書類の確認検査を徹底し、適正な補助金交付事務を行われたい。	実行委員会の自己資金収入として、当日の資源回収の換金収入及び参加団体からの寄付金があるが、資源回収は開催後の換金により収入が得られること及び価格変動により見込収入額に変動があることから、繰越を認めていたものである。 指摘を踏まえ、今年度の実行委員会において、事業の完了時期などを検討し、改善を図る。	実行委員会は、令和3年度から、支出の際は精査して予算を執行し、余剰金が生じた場合、事業終了後、当該年度中に精算するよう改め、次年度への繰り越しがないよう改善した。	生活環境課
(意見) 1 契約保証金の取扱いについて (報告書15～16 ページ)	契約保証金は、市契約規則第39 条第1項に基づき、市の契約の相手方(受注者)から契約金額の100 分の10 以上の額を契約締結の際に納付させるもので、契約不履行となった場合の市のリスクを回避するため、市が締結する全ての契約を納付対象とし、同規則第40 条各号の規定が適用される場合に免除するという制度設計としている。契約保証金の免除要件のうち、同条第3号「過去2年間に市又は国(公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者で、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき」を適用して契約保証金を免除する場合は、平成31 年2月20 日付け契約課長通知に基づき、契約相手方からの「過去の履行実績に関する申出書」の提出が必要とされている。 しかし、今回の定期監査において、次の契約について当該申出書又は申出書に添付すべき書類が提出されていないにもかかわらず契約保証金を收受していなかった事例があった。 ① 委託料 ・市庁舎・芸術館トイレ等看板作成業務委託契約(庶務課) ・介護ハッカソン業務委託契約(高齢者活躍支援課) ・ユニバーサルタウンマップシステム保守管理業務委託契約(障害福祉課) ・鬼無里診療所産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約(医療連携推進課) ・X線漏洩線量測定業務委託契約(保健所総務課) ・東部浄化センター等維持管理緊急処置業務委託契約(下水道施設課) ・東部浄化センター脱水汚泥再利用処理業務委託契約(下水道施設課) ② 使用料及び賃借料 ・地域包括支援センター業務支援システム賃貸借契約(地域包括ケア推進課) ・運動タイル賃貸借契約(地域包括ケア推進課) ・障害福祉システムハード更新賃貸借契約(障害福祉課) ・除雪機賃貸借契約(保健所総務課) ・食品生活衛生関係台帳管理システム機器更新賃貸借契約(食品生活衛生課) ・長野駅東口地下駐車場料金精算機賃貸借契約(監理課)	単価契約の場合も含めて契約保証金の減免についての他都市の状況や、過去における本市公契約の契約不履行の状況を調査し、本市の契約保証金の制度に関わる検討を行うこととしている。	(1) 契約保証金については、他都市の状況等を調査した上で、リスクの度合い等を検討し、契約保証金の減免範囲を一部拡大する契約規則の改正を行った。 (2) 単価契約については、単価契約に係る契約保証金の減免規定の規則改正を行った上で、当該契約に係る契約保証金の取扱いについて整備し、次のとおり庁内に通知した。 ・長野市契約規則の一部改正に伴う契約保証金に係る減免の取扱い等について(令和5年2月24日付け 所属長宛 契約課長名通知)	契約課

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度	定期監査(中・後期)(2監査第73号)分	当初措置状況 (3年度)	令和4年度の措置状況	(長野市長分) 担当課
指摘事項				
	<p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷温水発生器修理(保健所総務課) ・資源再生センター周辺大気環境測定手数料(生活環境課資源再生センター) <p>現行の市の制度に基づけば、これらの契約においても契約保証金を免除するためには当該申出書の提出が必要となるが、そもそも契約保証金は、契約上の義務の履行を確保するために受注者から徴する担保であり、義務の不履行の場合に生じる損害の賠償を容易にさせるための納付金である。よって、義務の不履行に伴うリスクの大小にかかわらず、一律に契約保証金の対象とする現行の仕組みが合理的なものであるのかは疑念を抱くところであり、また、履行実績に基づく契約保証金免除について事業者及び市の担当部局双方に事務負担が生じているため、対象範囲や免除の手続について検討の余地があると思われる。</p> <p>他都市においては、特に納付させる必要があると判断した場合を除き保証金を原則免除としている事例や、業務委託契約等特定分野について保証金を免除している事例、あるいは随意契約については保証金を免除している事例等、事務の簡素化に向けた多様な制度設計が見られる。</p> <p>これら他都市の事例等も参考に、過去における本市の契約不履行の状況及びそれに伴う損失額等を把握し、リスクの度合に応じた、より合理的な制度設計となるよう調査研究されたい。</p> <p>また、同規則第39条第1項ただし書では、単価契約を締結する場合の契約保証金は、「その都度予算執行者が別に定める額」と定めている。</p> <p>しかし、具体的な運用基準がないため、市長部局では単価を判断根拠としている一方、上下水道局では単価に予定数量を乗じた金額(予定価格総額)又は予算総額を判断根拠としており、運用方法が相違していた。</p> <p>所管部局により取扱いに差異が生じていることは、職員だけでなく事業者においても混乱を招くものであることから、統一した運用となるよう基準等を整備されたい。</p>			